

やまなし結婚応援スクール実証業務委託仕様書

1 委託業務名

やまなし結婚応援スクール実証事業委託業務

2 業務の目的

国の調査結果によると、未婚者が独身でいる理由は、適当な相手がいないことのほか、異性とうまくつき合えないことを挙げる男女が近年増加している。

このような中、本事業は、結婚を希望しているが異性とのコミュニケーションに不安があるなどの理由により積極的に婚活できない人々をターゲットとして、コミュニケーション手法や男女の違いなどについて理解促進につながるセミナーを実施することにより、婚活イベントなど出会いの場での不安払拭や自信獲得につなげ、その後の交際、将来の結婚に向けて有効な手段となりうるかを実証するものである。

また、本事業の実証結果をもとに、セミナーの重要性について、婚活イベントを主催する民間企業や市町村等（以下、民間企業等）に認識してもらい、将来、民間企業等が自主的にセミナーを開催できるよう、積極的な参入を促進するものである。

このため、必要なセミナーの企画・開催、婚活イベント開催者等との調整、セミナー開催が参加者に与える影響・効果を測定し、結果を分析したうえで、民間企業等が参入を検討できるよう、実証内容をわかりやすく、また活用しやすい資料作成等を委託する。

3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和6年3月31日（日）までとする。

4 委託業務

受託者は、山梨県（以下、「委託者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日まで本件の業務を行うとともに、実績報告書を作成し納入しなければならない。

(1) 企画、全体設計

事業の全体企画、スケジュール等進行管理等

(2) セミナーの開催

開催に係る広報、セミナー参加者の募集、テーマ内容の設定、セミナー参加者の伴走支援、講師との調整など、セミナー開催に係るすべての業務

(3) 婚活イベント開催者等との調整

婚活イベント開催者との調整、セミナー参加者のセミナー受講による効果を測定できるような婚活イベントの開催、セミナー参加者に婚活イベントへ参加してもらうための調整、婚活イベント参加者への協力依頼等

(4) セミナー開催の効果測定・結果分析

セミナー参加者から、セミナー受講により婚活イベントで得られた効果の聞き取り、セミナー参加者のセミナー受講による効果を測定（手法の検討・決定）、結果のとりまとめ、測定結果の分析

(5) 民間企業等向け活用資料作成

民間企業等が参入を検討できるよう、実証内容をわかりやすく伝えられ、活用しやすい資料の作成

5. 県への実施状況報告等

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、県の担当者と毎月3回程度の打ち合わせを実施すること。

令和5年12月末日時点の業務実施状況について、令和6年1月末日までに中間報告書（様式は問わない）を提出すること。

委託業務完了後は、速やかに実施報告書（様式1）を県に提出すること。

6. 業務成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

7. 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「やまなし結婚応援スクール実証事業委託業務契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

8. その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、

より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

【様式1】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所 :

名 称 :

代表者氏名 :

印

やまなし結婚応援スクール実証事業委託業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けたやまなし結婚応援スクール実証事業委託業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

やまなし結婚応援スクール実証事業委託業務

実施報告書

委託業務実施期間

令和5年 月 日 ～ 令和6年3月31日

事業受託事業者名称

【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ 実施した業務の具体的な内容に応じて、次の1から3の項目と添付資料について、説明文に沿って作成してください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ この様式によって作成する場合、この「【作成上の留意点】」の文章及び四角で囲まれた説明文は削除して結構です。

1 業務実施概要

- ・ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください
- ・ 業務で得られた成果と、評価指標の達成状況を記載してください。

2 実証事業の実施状況

- ・ 仕様書4の実施状況を記載してください。

3 まとめ

- ・ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。
この際、2に記載したそれぞれのプロモーションが全体としてどのようなつながりを持ち、成果に繋がったのか（相乗効果を発揮したのか）を整理して記載してください。